

防災訓練実施結果報告書

東総27-3号

平成27年4月17日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所 東京

氏名 株式

代表

(担当者: 30)

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	株式会社東芝 原子力技術研究所 神奈川県川崎市川崎区浮島町4番1号
防災訓練実施年月日	平成27年 2月23日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	原災法第15条事象
防災訓練の項目	総合訓練
防災訓練の内容	(1) 通報訓練 (2) 緊急時医療(救助)の訓練 (3) モニタリング訓練 (4) 避難誘導訓練
防災訓練の結果の概要	別紙のとおり
今後の原子力災害対策に向けた改善点	別紙のとおり

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

防災訓練実施結果報告の概要

1. 訓練の目的

本訓練は、「株式会社東芝 原子力技術研究所 原子力事業者防災業務計画 第2章 第7節」に基づき、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、役割の確認、手順の習熟及び改善を図るものである。

2. 実施日及び対象施設

(1) 実施日

平成27年2月23日

(2) 対象施設

東芝臨界実験装置（NCA）

3. 実施体制、評価体制及び参加人数

(1) 実施体制

原子力事業者防災業務計画に規定されている原子力防災組織で訓練を実施する。

(2) 評価体制

評価者を置き、訓練毎の評価項目を記したチェックシートを用いて評価する。また、訓練終了後に訓練参加者にて反省会を実施し、訓練全体を通じた意見交換にて相互評価を行い、改善点の抽出を行う。

(3) 参加人数

40名（原子力防災要員23名を含む）

4. 原子力災害想定概要

地震によりダンパが故障、また、停止中の臨界実験装置NCAの装置室で発生した火災が燃料室内部まで拡大し、燃料中の放射性物質が放出されたことにより、原災法第15条事象に至る原子力災害を想定する。この想定は昨年実施した訓練と同じ想定で、詳細は次のとおり。

- ・ 震度6弱の地震が発生し、排気筒ダンパが故障
- ・ NCA装置室内で火災が発生する
- ・ 初期消火できず、燃料室に火災が拡大して、燃料から放射性物質放出
- ・ 初期消火活動で負傷者が発生
- ・ 排気筒ガスモニタ計数率が敷地境界での被曝線量が5 μ Sv/h 相当以上となる値に達する
- ・ この状態が10分以上継続し、原災法10条かつ15条事象となる

5. 防災訓練の項目

総合訓練

6. 防災訓練の内容

- (1) 通報訓練
- (2) 緊急時医療（救助）の訓練
- (3) モニタリング訓練
- (4) 避難誘導訓練

7. 訓練結果の概要

昨年度と同じ事故・事象想定のもと、昨年参加した訓練員については事前の訓練手順は役割の確認のみとし、詳しいシナリオを示さずに行った。事象のトリガとなる連絡については事前におよその時刻を指定して連絡を行うよう指示した。訓練事象の進展に応じて、通報訓練、緊急時医療（救助）の訓練、モニタリング訓練、避難誘導訓練を実施した。

①通報訓練

- ・災害発生を検知と所内通報
- ・現場と本部との情報連絡確認
- ・負傷者発生 of 通報、連絡
- ・関係連絡先への通報連絡

川崎オフサイトセンターに FAX 送付と連絡、他は模擬

②緊急時医療（救助）の訓練

- ・負傷者の救助と管理区域からの搬出
- ・汚染検査（一時管理区域の設定等も含む）
- ・負傷者の状態の確認と記録
- ・負傷者の担架による移動

③モニタリング訓練

- ・資機材の準備
- ・空气中放射能濃度モニタリング
- ・測定結果の報告

④避難誘導訓練

- ・避難者の点呼と避難誘導
- ・避難者のスクリーニング検査、記録
- ・避難場所への集合、点呼

8. 訓練の評価

15条事象の発生を想定し、本部では情報把握、通報連絡、現場指示の活動を行った。また、各班は、ほぼ同時に緊急時医療（救助）、モニタリング、避難誘導の活動が並行して必要となる訓練を行った。本年度は詳細なシナリオと実施手順を示さずに訓練を行ったが、昨年度の経験を生かして事象に対応することができた。

個別の訓練ごとの評価結果は次のとおり。

- (1) 通報訓練（情報把握、通報連絡、現場指示等の本部活動を含む）では、定められた役割について各要員がその役割を理解し、組織としてこれを実施できることが確認できた。火災発生後に災害対策本部立ち上げ、10条・15条事象後に原子力災害対策本部立ち上げを行い、事象に応じて必要な措置を各要員に指示してこれに当たらせた。このとき、本部での各班の待機状況を札で明示し、要員派遣先をマップに示して配置を明確にして行った。また、迅速に要員を派遣できるようタイベック等の装備を本部にも配備した。情報把握活動では、放射線班を放射線モニタ監視装置に配備して情報を収集した。通報連絡訓練では川崎オフサイトセンターにFAXと電話を用いて通報を行った。現場指示の活動では、本部から、NCA現場に技術班を派遣し、初期消火対応、公設消防（警備員が模擬）への説明と消火活動補助を指示した。また放射線班をNCA風下に派遣してモニタリングに当たらせた。負傷者発生との連絡を受けて、放射線班と技術班に管理区域からの負傷者搬出を指示し、救護班を派遣して負傷者の救護と公設救急（警備員が模擬）への情報連絡を指示した。さらに、放射性物質の放出により、従業員の避難を指示し、放射線班に避難者のスクリーニングを指示した。事象の収束活動は、公設消防による鎮火と技術班によるダンプの手動閉操作によってなされ、これらの指示と確認を行った。この中で、現場で3つの訓練が同時並行的に進む中、全体の進行を把握してコントロールすることが重要であるとの意見があった。また、無線で指示や連絡を行う際に、お互いの意思の確認に手間取った場面があり、相手に返答を求める場合は「どうぞ」、言い切りで回答を要しない場合は「以上」と最後の言葉を使い分けるとやり取りがスムーズになるとの反省があった。
- (2) 緊急時医療（救助）の訓練では、本部の指示により要員が現場に出動し、放射線班と協力して負傷者を管理区域から搬出した後、担架を用いて救急車（模擬）まで移動した。また負傷者の状態を確認して記録し、さらに救急隊員（当社警備員が模擬）への説明も実施した。この中で、負傷者の記録用紙は救急隊員へ手渡ししてしまうので、コピーをとり忘れた場合やとる時間がなかった場合に手元に残らない恐れがあるとの課題が抽出された。
- (3) モニタリング訓練では、本部の指示により要員が装備、機材を準備して風下の現場に出動して、屋外でのヨウ素捕集とその測定を行い、適時その状況変化を本部に連絡することができた。マスクをしての無線連絡であり、やや聞き取りにくく

手間取る場合があった。

- (4) 避難誘導訓練では、10条・15条事象による本部からの指示により、避難誘導及びスクリーニングの各要員が対応に当たった。スクリーニング要員は装備、機材を用いて避難者をスクリーニングし、記録をとった。避難誘導要員は、避難従業員をスクリーニング位置まで誘導し、さらに警備誘導班とともに避難場所に誘導して点呼、報告を行った。スクリーニングについては悪天候時の対応も必要であるとの意見があった。

9. 今後に向けた改善点

今後の訓練では、今回の訓練の改善点として次の事項を検討する。

- (1) 無線連絡時に「どうぞ」と「以上」を使って意思疎通を確実とする連絡を習得する。
- (2) 救護班の負傷者記録用紙をカーボン複写として準備する。

さらに、今後の向上に向けて15条事象を想定した訓練を通じ、発生事象に応じて必要な措置や情報伝達、指示などを迅速・確実に実行できることを目標に、事前に準備する手順書の改善や、さらには緊急時に柔軟に対応できるように事前にシナリオを提示しない訓練などを検討して行く予定である。

以上